

## 中期計画の期間

中期計画の期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5ヶ年とする。

### I 事業計画の骨子

本大学は、3年後（2022年）大学設置20周年を迎えるにあたり大学ビジョン達成に向け、各分野のアクションプラン、年度事業計画等に基づいて取り組む事とする。

「私立学校法の改正」を見据え、大学組織の管理運営の改善を図り、各組織体のコンプライアンス（法令順守）、ガバナンス機能の改善・強化、情報公開、を図るため責任と権限の明確化・情報の見える化を推進する。

また、学長のリーダーシップのもと、本学の教育・研究・社会貢献等の機能を強化出来るようにガバナンス体制の点検、見直しを継続的に行うとともにIR体制を強化し、財務データの分析や学生満足度調査等により戦略的及び効果的な資源配分を行う。

「高大接続改革実行プラン」に基づき、本学で学ぶ意欲を持つ多様な生徒を多面的・総合的な入学者選抜で受け入れ、高等学校で培った⑦基礎的な知識及び技能、⑧これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力、⑨主体的に学習に取り組む態度（以下、「学力の3要素」という。）を更に育み、各学部の専門的な深い知識・技能を獲得させ予測困難な社会で主体的に多様な人々と協力して仕事をして行ける人材として社会へ輩出できる教育の確立を目指す。2019年度に終了する大学入試センター試験に代わり2020年度より実施される「大学入学共通テスト」を受験する生徒は2018年度より高等学校に進学していることから高校生の理解・関心がより深まるよう「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」（以下、「3ポリシー」という。）の継続的な見直しが必要となる。学生の内発的同期づけの醸成に効果的な入学前学修の活用や1年次の基礎演習の学修機会等を重視するとともに上級学年においては学生が主体性を持って協働し、技能や知識を獲得出来るようフィールド・ワークや実習等の本格的なプロジェクト・ベースド・ラーニング、ディスカッション、プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングの充実を図る。

「地域人材の獲得・育成に向けた取り組み」として、若年層の地元就学、就職、創業、事業承継、雇用の創出及び確保、クリエイティブ人材の還流等、地域の将来を支える人材をどのように確保・育成して行くかは、産業界・教育機関・行政機関が共通して抱える喫緊の課題である。又、人口減少・少子高齢化の進展など社会構造の変化を背景に今後その重要性は益々高まっている。本学は、前橋市と市内大学が協働し、プラットフォームを形成し、「地域人材に獲得・育成」を第一に産業界・教育機関・行政機関が地域の課題を共有し各々の役割や立場を超えてお互いの強みや経営資源を持ち寄りながら地域の課題解決に向けた取り組みを推進している。

### II 事業計画概要

## 1 コンプライアンス・ガバナンス部門

組織の改編と委員会の統廃合を行い、個別的・簡潔的・迅速的・継続的にPDCAサイクルを回して改善を図る。

- (1) 教育情報の公表、学校教育法の改正に伴う内部規則の点検・見直しなど法人及び大学の管理運営面について2017年度の認証評価でも指摘があり、各規程等の見直しや新設について、総務部が中心となり各委員会や各部署から案として上程されたものをチェックし、又は、作成して「大学改革推進センター」に上申し、「教授会・教員会」にて意見を聴取し、学長が決定する。理事会の決議が必要な案件では、上記の手続き後に、評議員会の意見を聴取し、理事会で決定する。
- (2) 評議員会に監事も参加させて計画的に開催し、中長期計画及び短期計画の計画立案や達成状況の意見を聴取し、参考意見として取り上げる。  
また、借入金や重要な資産処分並びに理事の利益相反行為及び役員に対する報酬等の支給の基準に関し、意見聴取し、参考意見として取り上げる。
- (3) 監査室規程に基づき2017年度の認証評価でも参考意見があったように計画的な内部監査を実施し、監事監査及び監査法人と連携した三様監査の充実を図る。
- (4) 教職員の昇進について2017年度の認証評価でも参考意見があったように推薦基準等を明確に規定し、実施する。
- (5) FD・SD研修の実施について2017年度の認証評価でも参考意見があったように大学設置基準改正によるSD研修会の義務化に基づき規程の改正を行い実施する。
- (6) 私立学校法の改正による各種約定関係の改訂を行う。(2019年度)
- (7) 事業報告や各種情報開示についてホームページへのアップや法人窓口への備付け等を適正に対応する。また、事業報告書の作成については、平成29年度の認証評価でも参考意見があったように「日本公認会計士協会学校法人委員会研究報告の記載例を参考に作成する。

## 2 教育に関する目標を達成するための措置

### (1) 教育の成果

幅広い教養及び専門知識・技術の修得と、研究能力や課題解決能力を総合的に身につけ、地域において、連携・協働の視点に立ち医療・福祉の向上に貢献できる優れた人材を育成するため、教育課程や教育方法等、教育に関する諸分野において以下に掲げる計画を着実に実行する。

### (2) 教育内容の改善

#### ①教育課程

本学の教育課程の編成においては、各学部・専攻ともその性格からして実習が大切なものとなるが、その裏付けともなる専門科目について多彩に組み入れ、可能な限り幅広く設定するとともに、教育理念を実現するため、教養教育にも重きを置いている。本学での教養教育は「基礎教養科目」として、「建学の精神」のもと、豊かな人間性と幅広い教養を身に付け、広い視野で物事を判断でき、実践的態度を養い、深い見識を培う人間的感性への教育として位置づ

けられている。これらの基礎教養科目と専門科目の有機的連携と教育理念の徹底を図るため、そして、教員との人格的交わりも含めて「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「総合演習Ⅰ・Ⅱ」を設けている。

それぞれ1・2年次が「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、3・4年次が「総合演習Ⅰ・Ⅱ」とし、基礎教養科目として教育課程に組み入れているものである。前者では礼儀挨拶に始まる法令の遵守、人命の尊重、医療・福祉専門従事者に相応しい人間性を磨くこと、後者では更に講義、演習及び実習とも合わせて、総合的に医療・福祉を捉え、実践できる力を養うことを目的としている。

本学では教務カリキュラム委員会が設置され教育課程に関する事項を協議し、教授会・教員会へ提案される仕組みとなっている。「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「総合演習Ⅰ・Ⅱ」を担当する教員の横のつながりとして「学年会議」、それぞれの学年会議の主任による縦のつながりとしての「学年主任会議」において教育内容、教育課程についての意見を出し合い、検討している。

ア クラス担任による学生ニーズの把握、授業アンケートのコメントなどを有効的に活用し、学生数と科目数の関係、単位数のことを検討しながら教育課程の改善策を検討する。

イ 大学生活を通じたボランティア活動の中で、自らが新たな問題点や課題を解決し、実習や進路決定または将来の仕事に直結するようなボランティア活動の推進を図る。

ウ カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーを制定しているが、ホームページや学生募集要項などの掲載内容に一部相違がみられると平成29年度認証評価で参考意見をいただいた。2019年度中に見直しし、3ポリシーの連携を検証し周知する。

エ カリキュラムの検討、見直しを行い、年間履修上限(現在原則56単位)の見直しを踏まえ、履修授業数の軽減を図る。(CAP制の導入)さらに新規に導入する資格だけでなく、削減する資格の検討を図る。2021年度からカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを検討し、2020年度に公表する。

オ 地域情報学の科目を設定し、各キャンパスがある地域の課題を検討し、地域連携を図り解決策を提言し地域貢献する。

## ② 教育方法

ア 医療福祉従事者として必要な知識や技術を学生が十分に修得できるよう、少人数のグループ学習の活用・アクティブラーニング技術など、各科目で行う講義や演習等について、継続的かつ効果的な工夫・改善を図る。

イ 学生が大学で学ぶ知識や技術等を実際の医療・福祉現場で十分に発揮し実践できるよう、病院や保健福祉施設等での実習について、合同研修会や報告会の実施などを行い、就職先のアンケート調査で既卒者の情緒面や技術面等を分析しカリキュラムに生かす。

ウ 学生が自らテーマを設定して取り組む卒業研究(研究小論文)について、基礎的な研究手法を事前に十分指導するため、3学部共通したカリキュラム構成を検討

するとともに、研究発表の公開を進めるなど、内容の質的向上につながる取組みを行う。

エ 複数の外国語教育の実施や国際的な内容を主とする授業科目の設置及び海外研修制度・国際交流制度のいっそうの充実を図り、国際的な視野を持った人材の育成に努める。

オ 学生の成績評価や単位認定、進級・卒業判定に関する基準や方法については、学内規程等に明示することにより実施の明確化を図るとともに、公正かつ適正に行うことができるよう継続的に検証する。

カ 履修登録や授業評価、授業後のコメント登録などのWEB化や成績評価の機械化導入に努める。

キ 留年、休学、退学等の状況や原因を分析し、教育指導方法の改善に役立てるとともに、その発生防止に努める。

### (3) 教育の実施体制の充実

#### ① 教員の配置

ア 教育効果が最大限活かされるよう、教員の資質や適性を踏まえた適切な教員配置を行なう。

イ 充実した講義や実習等を行うため、民間人や実践者等の外部有識者を効果的に登用する。

ウ 教員人事方針を各所属部署毎に策定し、若手の積極的採用を計画的に行う。

#### ② 教育の質

ア 教育の質の向上につながる取組みを組織的かつ効果的に行うための体制の整備を図る。

イ 学生の成績評価をより明確にし、授業に対する学生の意識を高め、学期毎に学生の学習及び学習指導に役立てることを目的としてGPA制度の導入を検討する。

ウ 学生への授業評価アンケートの実施や、教員相互による授業評価、教員を対象としたFD研修会の開催など学内におけるFD活動を一層推進するとともに、他大学と共同して授業評価手法等の研究を行うなど、授業内容や教育方法の改善につながる取組みを積極的に展開する。

エ 教育についての自己評価や外部評価の結果を踏まえ、課題や改善策を整理したうえ、授業内容や教育方法の改善にフィードバックする取組みを進める。

オ 大学教育支援プログラム（外部資金）の応募に取り組む。

#### ③ 教育環境

ア 講義や実習、実験等が円滑かつ効果的に行えるよう、各教室の実験・実習機材や映像機器等、教育指導に使用する施設・機械について、適切な維持管理を行うとともに、計画的に整備・更新を進める。

イ 学生が自主的学習を積極的に行えるよう、専門分野に関するAV教材の拡充など、自学自習施設・設備の充実を図る。

ウ 図書館について、利用形態、施設設備、蔵書内容その他多角的に運営状況を検

証し、利用者ニーズを踏まえた蔵書・資料の充実とサービスの向上に努める。

エ 施設のバリアフリー化やコンピューター室及び講義室の開放時間の拡大や講義室におけるWi-Fi環境の充実について意識されているが未整備の箇所について計画に基づき速やかに実施することが望ましいと2017年度認証評価で参考意見をいただいた。2019年度にWi-Fi環境の充実を図り、基本ソフト（ウインドウズ7を10へ移行する。

オ 自学自習施設・設備（ラーニングコモンズ）の充実を図る。

#### （4）学生の確保

ア 本学の教育理念や教育目標を踏まえた、具体的な入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を2019年度中に再検討し、改定公表する。

イ 本学の特色や入学者受入方針等の周知を図るため、大学ホームページや案内用冊子の内容の充実を図るとともに、大学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等の機会を有効に利用し、広報の強化を図る。

ウ 毎年の志願者数や入学者数の推移、入学後の成績等の状況を検証し、アドミッション・ポリシーに沿った優秀な学生の受入れに向け選抜方法や試験日程等入試制度全般にわたり継続的な検討、改善を図る。

エ リカレント教育の一環として多様な志望動機や職業経験を持った志願者に対応するため、短期大学部に社会人向けの履修環境の改善や県内自治体等からの受入れ環境の検討など、必要な取組みを展開する。

オ 外国人留学生の受け入れを積極的に進めるため、留学関係事務職の充実や入試制度の構築及び留学生の居住環境の整備などの改革に取り組み、留学に関する情報提供や修学・生活・就職にわたる総合的な支援を行う。

#### （5）学生支援の充実

##### ① 学修支援

ア 履修科目についての情報を学生に的確に伝えるためシラバスの充実に努める。

イ オフィスアワー制度の更なる充実を図り、学生が教員に対して気軽に学習等の相談をできる環境を整備する。

また、学生の履修状況については、各学科において常に留意し、履修指導が必要な場合は関係教員が連携しきめ細かな指導・助言を行う。

ウ 学生が自主的学習を積極的に行えるよう、2019年度は、Wi-Fi環境と教務システムを導入し、学内どこでもネット接続環境を整備する。新教務システムは、学生個々の連絡ネットや履修登録のネット入力等効率良い環境を整備する。今後は、専門分野に関するAV教材の拡充（タブレット端末を活用した双方向型授業環境の整備、学生用専用メールアドレス付与）など、自学自習施設・設備（ラーニングコモンズ）の充実を図る。

エ 障がいや疾病のある学生が支障なく学習や研究に取り組めるよう、学内環境の点検・整備を進める。

オ TA制度の導入やSA制度の拡充など2017年度の認証評価で参考意見を頂いた。

制度の指定や支援環境をどのように構築するか教務カリキュラム委員会で検討させ実施する。

## ② 生活支援

ア 学生の学習上の諸問題を相談、解決できるよう、学習支援カウンセラーの配置を検討するなど、学習支援に関する体制等の整備、充実を図る。

イ 保健室が無人になる時間帯があるので人員配置が望まれると2017年度の認証評価で参考意見をいただいた。2019年度中に保健室専従の職員を配置する。

エ 成績が優秀でありながら学費等が十分でなく就学が困難な学生に対しては、一定の条件のもと、授業料減免等の制度を活用し支援する。

オ 学生が集える場所を確保するため、図書館前の中庭を開放し、ベンチなどを置いて整備する。

エ 前橋キャンパス1号館（3～5階）及び藤岡キャンパスA棟（1～3階）について車いす移動が出来ない状況であり、エレベーター等の昇降機を設置する。

## ③ キャリア支援

ア 国家試験受験希望者に対して、教室の利用拡大など、資格取得に向けた各種の支援策を効果的に実施する。

イ 学生の円滑な就職・進学活動を積極的に支援し、学部間で一貫した指導体制のもと、大学として高い就職率を継続していくため、県内福祉施設・病院等を招いての就職説明会の拡大実施、学内ネットワークを活用した学生への迅速な就職・進学情報の提供など、就職・進学支援のための取組みを効果的に展開する。

（数値目標）

・就職率100%を目指す。

・看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士及び精神保健福祉士の国家試験合格率について、100%の合格率を目指す。

・社会福祉士国家試験の合格率は全国平均以上を確保しつつ60%の合格率を目標とする。

## 3 研究に関する目標を達成するための措置

### （1）研究水準の向上及び研究成果の発信

ア 教員が、最新の知識や技術に基づく質の高い研究に積極的に取り組めるよう電子ジャーナル等を活用した国内外の最新の論文等の情報を迅速に収集する機能の強化や、教員の研究発表会を定期的で開催するなど、研究水準の向上につながる取組みを継続的に展開する。

イ 県内の保健・医療・福祉に関する地域課題を的確に把握し、個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究を行い、その解決に積極的に取り組む。また、教員が行った研究の成果については、大学の論集「群馬医療福祉大学紀要」の出版や、学会での発表、学術雑誌への論文寄稿等により広く公表する。

## (2) 研究実施体制の整備

- ア 教員や大学院生が人を直接対象とする研究を行う場合の倫理的配慮の徹底を図るため、学内の倫理審査に関する規定を整備した現倫理委員会の運営をより円滑にし厳正な倫理審査を行う。
- イ 大学の研究活動全般について、教員の業績評価基準を策定し、教育・研究・社会貢献・学内運営等の各領域で査定し、定期的な自己評価及び外部評価により適切に検証し、人事考課規程を定め昇給や表彰などを付与し、必要な改善を図る。

## 4 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ア 地域貢献や地域連携を効果的に進めるため地域連携センターの体制強化を図る
- イ 本県を取り巻く医療・福祉の課題を踏まえた適切なテーマを設定した公開講座を開催する。  
また、実施した公開講座については年度ごとに報告書として記録し、活用できるように整備する。
- ウ 県内の看護や理学療法、作業療法、福祉の各分野の従事者を対象として、本学教員を講師とした技術研修会の開催や、著名な研究者等を招へいして実施する特別講義を開催するなど、地域の医療・福祉等関係者の資質向上に寄与する取組みを行う。
- エ 地域の医療・福祉機関や大学、行政機関等との連携、いわゆる産学官及び大学間連携を積極的に推進し、医療・福祉に関する地域課題の解決に取り組む。
- オ 地域で大規模災害が発生した場合は、地元自治体との連携のもと、大学施設の開放や本学の人的資源を活用した救護活動など復旧支援活動に最大限協力する。
- カ 県民の健康と福祉の向上、及び地域の発展に貢献するという観点から、本学の知的・人的資源をより有効に活用するための方策を検討する。

(数値目標)

- ア 一般県民を対象として行う公開講座について毎年1回以上6講座以上開催する
- イ 県内の医療・福祉等従事者に対する研修会について、毎年度、各学科・専攻で各1回以上開催する。

(社会福祉 子ども 看護 リハビリテーション 介護)

- ウ 前橋商工会議所 まちなかキャンパス講座にⅠ期4月～8月 Ⅱ期10月～2月に参加し各会10講座 計20講座以上を開催する。
- エ 藤岡市教育委員会の依頼講座に年間10講座以上開催する。
- オ 前橋市東公民館主催事業について連携し、介護講座、子育て支援講座を継続して年間事業計画とする。

## 5 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ア 学生が海外の先進的な知識や技術を実地で触れることができるよう、本学と海外交流協定校との締結を検討する。
- イ 国内外に広く本学を広報するため、本学ホームページの外国語表記版の内容の改善、充実を図る。

## 6 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

ア 限られた人員で効率的な事務処理を行なうため、事務の洗い出しや整理統合を継続的に進めるとともに、書類の簡素化など、事務負担の軽減を図る。

イ 事務手続きや情報伝達手段における一層の効率化の観点から、インターネットや学内情報ネットワーク等のIT利用の更なる推進を図る。

## 7 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

#### 外部研究資金の獲得

ア 研究水準の向上に向けた取組みを全学的に強化し、科学研究費補助金等の競争的資金や、共同研究、受託研究などによる外部研究資金の獲得に努める。

(数値目標)

- ・科学研究費補助金の申請件数を、年間3件以上の採択を目指す

#### その他自己収入の確保

ア 財政基盤安定のため、受験料・授業料や学納金等の安定的な確保を図る。

消費増税に伴う増税分について、次年度を目途に学納金を上乗せ対応する。

イ 大学の施設設備について、教育研究上に支障がない範囲で学外に有料で開放する制度を整備する。

ウ 学校法人の寄附金税額控除に係る申請し、認定を受けて教職員、同窓生、外部などの寄附金の募集活動を推進する。

### (2) 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

ア 省エネルギーや物品のリサイクル利用、文書のペーパーレス化など、事務経費の削減に効果的な取組みを進める。

イ 経費節減を全学的に推進するため、職員のコスト意識の醸成を図る。

### (3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

ア 教育研究等の環境改善を推進するため、キャンパスマスタープランを制定し随時学内で検討を行い必要に応じて改定する。既存施設の管理状況については施設整備計画を基に毎年点検及び見直しを行うことで省エネルギーを含めた維持管理並びに施設整備を推進する。

イ 大学施設の設備の老朽化やバリアフリー化に伴い以下についての修繕、回収等の取り組みを行う。

「前橋キャンパス」

- ・1号館各フロアー洗面所設置の給水機について使用頻度が低いいため撤去する。
- ・1号館の照明器具（蛍光灯）は、経年劣化による安定器故障が多数出てきていることから消費電力を抑え、蛍光管の交換サイクルも長くなるLED照明器具との交換を行い、省エネルギー対策を行う。
- ・バリアフリー化対策として、1号館にエレベーターを設置する。
- ・1号館講義室の椅子・机に損傷が多くみられるようになってきており、早急に交換するなどの対策を行う。

- ・学生駐車場のアスファルト舗装が剥がれ穴があくなど危険な箇所もあるため早急に舗装修理を行う。
- ・新学部設置に伴い、学生駐車場の周りの土地を賃借して学生駐車場を増設する。
- ・1号館体育館を改修活用する。1階「講堂」2階「資料保管（図書書籍等含む）」
- ・中庭を開放し、学生の居場所づくりスペースに活用する。
- ・太陽光パネルを設置してエコキャンパスを推進する。

#### 「藤岡キャンパス」

- ・塀の倒壊が懸念されるので所有者の藤岡市と協議し早急に改設及び新設を行う。
- ・体育館の設備（各部屋の床・競技用の公式ライン・照明器具・等）が老朽化し、危険な箇所もあるため所有者である藤岡市と協議し早急に修繕を行う。
- ・中庭を開放し、学生の居場所づくりスペースに活用する。

#### 「本町キャンパス」

- ・ロッカー室を改修し、着替えスペースやグループワークスペース（ラーニングコモンズ）を設置する。

## 8 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ア 法人運営や教育研究活動等全般にわたり適切な自己点検・自己評価を行うため、点検・評価項目や実施手法等について継続的な改善・見直しを図る。
- イ 自己点検、評価及び外部評価の結果を踏まえ、現状の課題や問題点を的確に把握するとともに、その対策を効果的に講じることにより、教育研究活動や大学運営の一層の改善を図る。

### (2) 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ア 大学運営の透明性を高めるため、財務情報や大学の目標・計画、外部評価の結果等法人の運営に関する諸事項について積極的に公表する。
- イ 大学の特色や魅力を広く内外に発信するため、ホームページや入学案内冊子などの情報発信媒体の充実及び有効活用を図るとともに、オープンキャンパス等多様な広報機会を通じて広報の強化を図る。

## 9 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ア 健康診断の実施や感染症対策、健康啓発の推進等、学生及び職員の健康管理を支援するための取組みを進める。
- イ 学内施設及び大学周辺等の安全、防犯対策等の実施状況を適時点検し、事故等の防止に努める。
- ウ 大規模な災害や事故等の発生に備えた学内の組織体制や対応マニュアル等を整備するとともに、有事を想定した実践的な訓練を行う。
- エ セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等各種ハラスメントによる人権侵害を防止する取組みを進める。
- オ 高度情報化社会における大学の情報資産のセキュリティを確保するため制定した本学の情報セキュリティポリシー（「情報システム運用・利用・管理規程」

「情報システムインシデント及びアクシデント時の行動計画に関する規程」「情報セキュリティ監査規程」「情報セキュリティ対策年度講習計画」)について、IT技術の進展等を踏まえた見直しを行いながら適切な運用に努める。

(2) 雇用面に関する計画的な行動

ア 障がい者雇用について、特別支援学校へ募集を行い計画的な採用に心がける。

イ 教員人事方針を各所属部署毎に策定し、高齢者教員から若手教員への変換を行うため積極的採用を計画的に行う。

(3) 新学部設置に関する計画的な行動

ア 新棟建設(川曲町 前橋キャンパス隣接)について、文部科学省設置基準を遵守し建物・教具・器具備品・等の設置を計画的に行う。

イ 教員の審査及び雇用年度配置について、計画的に行う。

ウ 対外的な高校や関係病院及び施設等への案内及び実習施設の提携等の依頼を計画的に行う。

10. 事業年度ごとにハード面、ソフト面、業務面、として一覧表を作成別紙参照願います。